

3331 Arts Chiyoda では 「活動スペース」への第2期入居団体募集を行います。

第1期募集終了のため、活動スペースの募集は若干数となっています。

第2期募集に限り、ワークショップ、シンポジウム等で広く一般参加者が参加できる活動を行う芸術団体、ギャラリーを募集します。事務所使用のみ、または個人によるスタジオ使用のみでの応募はご遠慮ください。

募集枠

下記の2部門に特化した団体を募集し、テナント入居審査委員会において審査の上、決定します。

2階 ギャラリー部門 2団体

3階 クロスメディア部門 2団体

<募集枠について>

2階 ギャラリー部門

1階メインフロアからアクセスしやすい2階部分をアートギャラリーを中心に作品展示、ワークショップ、シンポジウムなどの活動を行う団体を募集します。営利、非営利は問いません。

3階 クロスメディア部門

現代アートと地域文化活動、映像メディア、メディアアート、出版、ファッション、建築等のクリエイティブ産業から新しいアプローチを試みるクロスメディア性のある団体を募集します。

賃料

賃料設定は下記の2部門を設定しています。

- 1) 一般（ビジネス）部門
- 2) 特別支援部門

●坪単価設定 ※消費税抜きの表示になっています。

階	部門	金額／月坪単価
2階	一般（ビジネス）	11,000円
	特別支援	9,000円
3階	一般（ビジネス）	10,000円
	特別支援	8,000円

<一ヶ月にかかる費用の例> ※共益費については「毎月の費用」をご参照下さい。

2階 一般（ビジネス）部門の場合

部屋番号	坪単価／月	広さ（坪）	月額賃料	共益費	月額合計
2-4	11,000円	20.1坪	221,000円	40,200円	261,200円
2-7	11,000円	16.5坪	181,500円	33,000円	214,500円

3階 一般（ビジネス）部門の場合

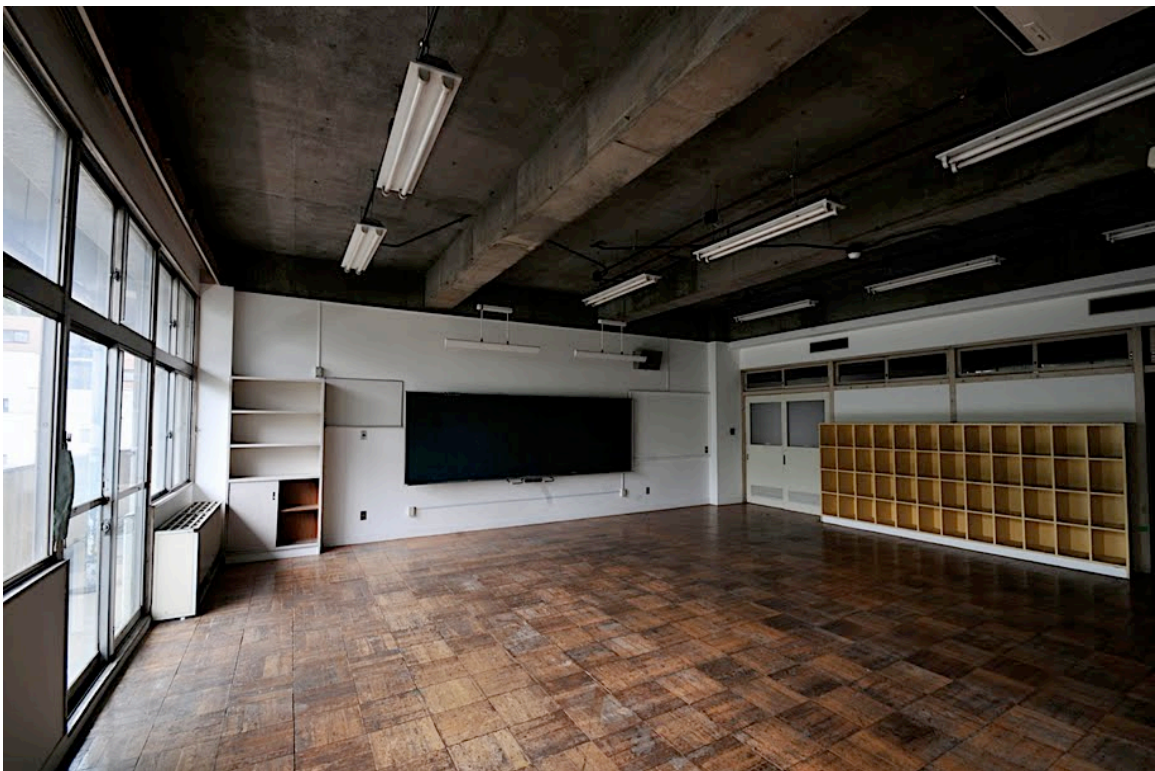
部屋番号	坪単価／月	広さ（坪）	月額賃料	共益費	月額合計
3-6	10,000円	20.1坪	201,000円	40,200円	241,200円
3-7	10,000円	20.1坪	201,000円	40,200円	241,200円

<活動スペース 参考イメージ>

2階



3階



(写真：普通教室の約 20 坪の参考イメージ)

初期費用

- ・初期費用は前家賃（賃料、共益費の1ヶ月分）と敷金（賃料2ヶ月分）と礼金（賃料1ヶ月分）をいただきます。
 - ・契約は2年ごとに再契約をすることができます。再契約時は礼金を支払う必要はありません。
- ※賃料、共益費、礼金には消費税が加算されます。
- ・IDカードの発行には別途預り金が必要になります。（IDカードは24時間の利用ができるエントランスの入退室時に使用します。）

毎月の費用

●賃料

各活動スペースの月額賃料です。

●共益費

1. 月坪単価2,000円に賃料と同様の方法により算出した額を、1ヶ月分の共益費とします。
2. 共益費には、活動スペース部分電気料金、水道料金、共用部分の電気料分担金、清掃、火災報知器、エレベーター、空調設備、給排水および電気設備、その他建物設備の保守、点検、維持費用を含みます。
3. 運営団体が定める通常の光熱費用を超える過度の使用があった場合は、運営団体は入居団体に請求する場合があります。
4. 共益費には消費税が加算されます。

●その他の費用

電話/FAX/インターネットはそれぞれ独自に各個室に設置することが可能です。
費用は自己負担になりますのでご注意ください。

所在地

東京都千代田区外神田6丁目 11-14 旧練成中学校内

応募について

応募フォームに必要事項をご記入の上、募集詳細をご請求ください。

募集詳細では、入居団体募集要項、入居規約、入居団体応募申込書、応募申込書の記載方法をメールでご案内いたします。

●募集期間

平成 21 年 12 月 15 日（火）～平成 22 年 1 月 27 日（水）

●応募締め切り

平成 22 年 1 月 27 日（水）17:00 必着。

入居団体応募申込書等の書類を次の住所へご郵送ください。

〒101-0021 東京都千代田区外神田 6 丁目 11-14 旧練成中学校内
3331 Arts Chiyoda 入居団体募集係

●お問い合わせ

3331 Arts Chiyoda（担当：大曾根）

入居希望および応募に関するご質問は、住所、氏名、連絡先等を明記の上、応募フォームよりお問い合わせください。

●応募者対象説明会および施設現地公開の日程

施設現地公開および応募団体を対象とした説明会を行います。

参加を希望される団体は、事前予約が必要となります。

■日程

活動スペース、シェアオフィス共に同日同会場にて行います。

第一回 平成 21 年 12 月 23 日（水・祝）14:00～16:00

第二回 平成 22 年 1 月 9 日（土）14:00～16:00

第三回 平成 22 年 1 月 22 日（金）11:00～13:00

■予約方法

WEB 上の応募フォームより募集詳細をご請求された方にご案内しております。

入居団体の応募資格、留意事項

■活動スペース

1. 一般（ビジネス）部門応募資格

◎応募することができる団体

- ・第2期募集に限り、次の条件に該当する団体を対象とします。

条件：展示、ワークショップ、シンポジウム等で広く一般参加者が参加できる活動を行う芸術団体、ギャラリー。

注意：事務所使用のみ、個人によるスタジオ使用のみでの活動の応募はご遠慮ください。

- ・入居規約に同意する団体であること。
- ・法人、任意は問わないが、定款、寄付行為等に類する規約等を有しており、代表者の定めのある団体であること。

2. 特別支援部門応募資格

◎応募することができる団体

- ・一般（ビジネス）部門応募資格に該当する団体であることを条件とします。
- ・次の全部又はいずれかに該当する団体であり、特別支援部門での入居を希望する団体であることを条件とします。

○主催事業として社会的・公益的な活動を多く行っている経歴を持つ団体。

○芸術における教育、研究、支援活動に特に従事し活動する団体。

○過去の活動歴および今後の事業計画において、非営利活動をする団体。

○民法（明治29年法律第89号）第34条の規定又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により設立された法人。

<<各募集の対象とならない団体>>

- ・宗教または政治を主たる活動とする団体。
- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、もしくはその執行を受けることがなくなるまでの者、または禁錮以上の刑に該当する犯罪により、公判に付せられ、判決確定に至るまでの者を代表とする団体。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団体およびその利益となる活動を行う団体。
- ・経営不振の状態である団体。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てを行い、裁判所から再生計画が許可されていないとき、もしくは民事更生法に基づき更生手続開始の申立てを行い裁判所から再生計画が許可されていないとき等）

審査について

活動スペースに入居する全ての団体は、テナント入居審査委員会（以下、審査委員会）により、二段階の審査を行い決定します。一次審査を通過した団体は、審査委員会が指定する二次審査の面接日に必ず出席してください。なお、二次審査に出席しない団体は、応募を辞退したものとみなしますのでご注意ください。

●審査から契約までの流れ

*第2期募集スケジュール

日程	内容
平成21年12月15日（火） ～平成22年1月27日（水）	第2期入居団体応募受付期間
12月23日（水・祝） 14:00～16:00	第一回施設現地公開日および応募者対象の説明会
1月9日（土） 14:00～16:00	第二回施設現地公開日および応募者対象の説明会
1月22日（金） 11:00～13:00	第三回施設現地公開日および応募者対象の説明会
1月27日（水） 17:00	第2期入居団体募集締切日 ※所定の応募申込書をご郵送ください。
1月28日（木）	一次審査（書類審査）
1月29日（金）	二次審査（個別面談）
1月30日（土）	二次審査結果発表
2月4日（木）～	入居契約期間

<注意事項>

1. 契約期間は内装工事期間を含むものとします。
2. 活動スペース契約時には、前家賃（賃料、共益費の1ヶ月分）、敷金（賃料2ヶ月分）、礼金（賃料1ヶ月分）を支払うものとします。
3. 賃料、共益費には消費税が加算されます。